

□長期優良住宅建築等計画の認定に必要な手数料（岡谷市手数料条例抜粋 別表第4）

			区分	手数料の額	
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 新築住宅	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この表において「確認書」という。）若しくは同項に規定する住宅性能評価書（以下この表において「住宅性能評価書」という。）又はこれらの写しが提出された場合	1戸建ての住宅	円 1戸 17,000	
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 28,000
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 42,000
		イ ア以外の場合	1戸建ての住宅		1戸 50,000
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 86,000
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 155,000
	(2) 既存住宅	ア 確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅		1戸 23,000
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 38,000
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 60,000
		イ ア以外の場合	1戸建ての住宅		1戸 73,000
共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅			1棟の戸数が5以下のもの	1棟 144,000	
			1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 230,000	
2 法第8条第1項の規定による認定を受けた長	(1) 新築住宅	ア 住宅の構造又は設備の変更（イに掲げるものを除く。）	(ア) 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれら	1戸建ての住宅 1戸 2,000	
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの 1棟 11,000	

期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

		の写しが提出された場合	住宅	1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 19,000
		(イ) (ア) 以外の場合	1戸建ての住宅		1戸 16,000
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 40,000
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 75,000
	イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築が完了した住宅の構造又は設備の変更	(ア) 確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅		1戸 8,000
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 17,000
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 25,000
		(イ) (ア) 以外の場合	1戸建ての住宅		1戸 22,000
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 46,000
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 81,000
ウ ア及びイ以外の変更				1件 2,000	
(2) 既存住宅	ア 住宅の構造又は設備の変更(イに掲げるものを除く。)	(ア) 確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅		1戸 3,000
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 22,000
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 34,000
		(イ) (ア) 以外の場合	1戸建ての住宅		1戸 24,000
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 69,000
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 112,000
	イ 認定を受けた長期優良住宅	(ア) 確認書又は	1戸建ての住宅		1戸 9,000

		宅建築等計画に基づく建築が完了した住宅の構造又は設備の変更	その写しが提出された場合	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 28,000
					1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 40,000
		(イ) (ア) 以外の場合	1戸建ての住宅		1戸 30,000	
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟 75,000	
				1棟の戸数が5を超えるもの	1棟 118,000	
ウ ア及びイ以外の変更						1件 3,000
3 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査						1件 2,000
4 法第9条第3項の規定による管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査						1件 2,000
5 法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査						1件 2,000
(備考)						
1 この表の1又は2の場合において、一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、同表の1又は2に定める区分に応じ、それぞれ同表の1又は2に定める額を棟ごとに納付するものとする。						
2 この表の1又は2の場合において、法第6条第2項に規定する申出があったときは、この表の1又は2に定める額に、別表第3の1に定める区分に応じ、それぞれ同表の1に定める額を加えた額とする。						
3 この表の2の(1)又は(2)の場合において、一の変更の申請に同表のア及びウ又はイ及びウの変更が含まれているときは、それぞれア又はイに定める額にウに定める額を加えた額とする。						

※別表第3 「建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する事務に係る手数料」